

○西宮市市税に係る申請等における情報通信の技術の利用に関する要綱

(平成21年12月14日)

沿革

平成22年4月1日①

令和2年4月1日②

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「総務省情報通信技術利用規則」という。）、西宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第36号。以下「西宮市情報通信技術利用条例」という。）及び西宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年規則第35号。以下「西宮市情報通信技術利用規則」という。）に基づき、本市市税について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により申請等を行う場合の手続対象・事前届出・申請等の方法及び内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方税共同機構 地方税に関する事務の合理化、納税者などの利便の向上を目的とし、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織（地方共同法人）として、平成31年4月1日に設立され、地方税ポータルシステムの運営を一般社団法人地方税電子化協議会から引き継いだと同時に、全国地方税務協議会と OSS 都道府県税協議会の業務を引き継いだ機構をいう。 ②
- (2) 地方税ポータルシステム（eLTAX[エルタックス]） 地方税における申告等の手続を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を利用して行うために、地方税共同機構が開発及び運営するシステムをいう。 ②
- (3) ポータルセンタ 地方税ポータルシステムの受付窓口をいう。 ②
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (5) 電子証明書 申請等を行う者又は機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録で、次のいずれかに該当するものの内、地方税共同機構が地方税ポー

タルシステムにおいて利用できるものとして認定したものをいう。 ②

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項の規定により都道府県知事が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 8 条に規定する認定認証事業者である日本税理士連合電子認証局が作成したもの

ウ 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定により登記官が作成したもの

(6) 税務代理人 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 18 条の規定に基づき税理士として登録を受けた者又は同法第 48 条の 2 の規定に基づき設立した税理士法人のうち同法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する税務書類の作成の委託を受けた者。

(7) 利用者 I D 地方税ポータルシステムを利用して申請等を行う者（以下「システム利用者」という。）を特定するためにポータルセンタがシステム利用者に付与する番号をいう。 ②

(8) 暗証番号 システム利用者を特定する際の安全確保を目的としてシステム利用者に付与する番号をいう。

2 前項に指定するもののほか、この要綱で使用する用語は、情報通信技術利用法、総務省情報通信技術利用規則、西宮市情報通信技術利用条例及び西宮市情報通信技術利用規則で使用する用語の例による。

第 2 章 申請等手続

（申請等の指定）

第 3 条 情報通信技術利用法第 3 条第 1 項及び西宮市情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。

（事前届出）

第 4 条 情報通信技術利用法第 3 条第 1 項及び西宮市情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人（西宮市市税条例（昭和 25 年条例第 15 号）第 17 条第 5 号の規定を受けるものを含む。）にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 対象とする申請等の種類

(3) その他必要となる事項

2 前項の規定により届出をする者は、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、地方税ポータルシステムを利用して送信することにより行うこととする。ただし、税務代理人が電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとするときは、当該届出をする者に係る電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の添付を省略することができる。

- 3 市長は、第1項に規定する届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、利用者ID及び暗証番号を通知するものとする。
- 4 前項の利用者ID及び暗証番号は、都道府県及び市町村が共同で利用することができる標準仕様に基づくものとする。 ②
- 5 第1項の届出をする者がポータルセンタから利用者ID及び暗証番号の通知を受けているときは、当該届出を省略することができる。 ②
- 6 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、利用者ID及び暗証番号を通知しないものとする。
- 7 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項の届出事項に変更が生じることとなったときは遅滞なく、その旨を地方税ポータルシステムを利用し、市長に届け出なければならない。なお、第2項の規定により送信された電子証明書の事項に変更が生じたときは、第1項の届出をした者は当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて地方税ポータルシステムを利用して送信しなければならない。
(電子情報処理組織による申請等)

第5条 電子情報処理組織を使用して申請等(前条第1項又は第7項の規定による届出を除く。)を行う者は、地方税共同機構が提供する利用者用ソフトウェア又はこれと同様の機能を有するものを用いて、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに利用者ID及び暗証番号を入力して、当該申請書等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、税務代理人が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行うときは、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を省略することができる。

- 2 前項の申請等が行われる場合において、市長は、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下この項において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該書面等の提出に代えさせることができる。 ②
(申請等において氏名等を明らかにする措置)

第6条 総務省情報通信技術利用規則第4条及び第8条並びに西宮市情報通信技術利用規則第4条の規定に基づく申請等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものについては、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 電子情報組織を使用して行う当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること
- (2) 申請等を行う者が、税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報組織を使用して申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る利用者ID及び暗証番号を入力して当該申請等を

送信すること

第3章 雑則

(遵守規定)

第7条 地方税ポータルシステムの利用にあたっては、地方税共同機構が定める地方税ポータルシステム利用規約等を遵守しなければならない。 ②

付 則

この要綱は、平成21年12月14日から実施する。

付 則 (平成22年4月1日①)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則 (令和 2年4月1日②)

この要綱は、令和 2年4月1日から実施する。

別表 (第3条関係) ①

申請等	地方税法の条項	西宮市市税条例の条項
個人市県民税 給与支払報告書等の提出	第317条の6	
	第321条の5第3項	
法人市民税の申告	第321条の8第1項、第2項、第4項、 第19項、第21項から第23項	第32条の6第1項
	第321条の13	
退職手当等に係る所得割の 納入申告、特別徴収票の提出	第328条の5第2項	第35条の7
	第328条の14	第35条の9
償却資産の申告	第383条	
事業所税の申告	第701条の46	第137条
	第701条の47	第138条
	第701条の49	
	第701条の52	第140条
その他市税に係る各種申 請・届出		